11 経済産業省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120011	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法施行令第7条	1.商工会議所は、その地区内の商工業の総合的な改善発達を図ることを目的としているが、その事業は地区内に留まらず、税関手続きの簡素化に関する国際条約に基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を行っている。 2.こうした商工会議所の有するた広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にみても高い信用を得るためには、全国の商工会議所の事業の同質性を確保することが重要であるため、設立や定款変更の認可等は国が行ってきたが、一方で、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、都道府県への権限移譲を行ってきている。 例えば、平成5年に行った都道府県知事への権限委任は、商工会議所の業務の効率化に資する形で行ったものであり、設立認可権限や事業内容・地区等の重要な事項に係る定款変更等組織の根幹に関わるものは国に留保し、事業状況の報告等の日常的な監督権限を都道府県知事に委任している。	C	—	規制改革・民間開放推進会議において、国と地方の規制合理化等をテーマとして検討が行われ、7月下旬～8月上旬を目途に、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」が取りまとめられることとなっている。 現在、その内容については調整中であるが、商工会議所の定款変更についても検討対象とされており、商工会議所の定款変更の権限については、平成19年度中を目途に調査を、必要に応じ所用の見直しをすべきであるとされる予定となっており、当省としては、こうした答申を受け、今後、検討を進めていくこととしている。	定款変更の権限についての検討体制及びスケジュール等、具体的な方法を示されたい。 また、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 さらに、第7次提案募集時における同提案に対して、貴省からは「提案主体からの ご指摘の点を踏まえて、商工会議所等の関係者と調整を行い、年度内を目途に結論を得る所存。」と回答いただいているところであるが、関係者とどのような調整が行われ、どのような結論に至ったのか、明らかにされたい。	商工会議所法に定められている定款変更以外の国の許認可権限についても、県への移譲の可否について、同様に検討を進めていただきたい。	C	—	定款変更以外については、昨年度商工会議所等と調整を行い、引き続き国に権限を残すべきとの結論に至った。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、昨年度行われた貴省と商工会議所等との調整において、定款変更以外については、どのような経緯によって「引き続き国に権限を残すべきとの結論に至った」のか、併せて明らかにされたい。	C	—	定款変更以外の国の許認可権限のあり方について、直接の当事者である商工会議所や、これをとりまとめる日本商工会議所と調整を行った結果、引き続き国に権限を残すべきとの結論となったもの。 なお、定款変更以外の許認可権限について、国に権限を残すべきとの結論に至った理由をお示しいただきたい。	1067020	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体（県又は基礎自治体）において、一括処理できるようにすること。	商工会議所法に関する事務を地方公共団体（県又は基礎自治体）において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。	広島県	経済産業省
1120012	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法施行令第7条	1.商工会議所は、その地区内の商工業の総合的な改善発達を図ることを目的としているが、その事業は地区内に留まらず、税関手続きの簡素化に関する国際条約に基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を行っている。 2.こうした商工会議所の有するた広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にみても高い信用を得るためには、全国の商工会議所の事業の同質性を確保することが重要であるため、設立や定款変更の認可等は国が行ってきたが、一方で、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、都道府県への権限移譲を行ってきている。 例えば、平成5年に行った都道府県知事への権限委任は、商工会議所の業務の効率化に資する形で行ったものであり、設立認可権限や事業内容・地区等の重要な事項に係る定款変更等組織の根幹に関わるものは国に留保し、事業状況の報告等の日常的な監督権限を都道府県知事に委任している。	C	—	規制改革・民間開放推進会議において、国と地方の規制合理化等をテーマとして検討が行われ、7月下旬～8月上旬を目途に、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」が取りまとめられることとなっている。 現在、その内容については調整中であるが、商工会議所の定款変更についても検討対象とされており、商工会議所の定款変更の権限については、平成19年度中を目途に調査を、必要に応じ所用の見直しをすべきであるとされる予定となっており、当省としては、こうした答申を受け、今後、検討を進めていくこととしている。	定款変更の権限についての検討体制及びスケジュール等、具体的な方法を示されたい。 また、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 さらに、第7次提案募集時における同提案に対して、貴省からは「提案主体からの ご指摘の点を踏まえて、商工会議所等の関係者と調整を行い、年度内を目途に結論を得る所存。」と回答いただいているところであるが、関係者とどのような調整が行われ、どのような結論に至ったのか、明らかにされたい。	商工会議所法に定められている定款変更以外の国の許認可権限についても、県への移譲の可否について、同様に検討を進めていただきたい。	F	II	定款変更については、今年7月31日に規制改革・民間開放推進会議が決定・公表した中間答申において、商工会議所の定款変更の権限については、平成19年度中を目途に調査を、必要に応じ所用の見直しをすべきであるとなっており、当省としては、こうした答申を受け、今後、平成19年度末まで検討を進めていくこととしている。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、すでに地域準則が定められている都道府県において、市町村が地域の実情に応じた緑地面積率等の設定を可能とするためには、どのような手続きが必要となるのか、併せて説明されたい。	F	II	平成18年3月閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」に記載されているとおり、工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、平成18年度中に措置することとなっている。現在、この決定内容に沿って、国の準則改定作業を行っている。	1067020	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体（県又は基礎自治体）において、一括処理できるようにすること。	商工会議所法に関する事務を地方公共団体（県又は基礎自治体）において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。	広島県	経済産業省
1120020	工場立地法に係る条例制定権の見直し	工場立地法 第4条の2第1項	届出等の事務に加え、都道府県及び政令指定都市は、国が定める準則に変えて、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	B-1	III	地域再生や構造改革特区における自治体からの要望等も踏まえ、産業構造審議会工場立地法検討小委員会における審議を経て、現在、地域の実情を踏まえた地域限定で適用される緑地面積率等を国の基準に追加すべく、国の準則改定作業を行っている。 ただし、地域準則が定められている都道府県内の市町村については、既に地域の実情を踏まえた緑地面積率等が当該地域準則において設定されていたため、当該市町村内の区域に係る緑地面積率等の基準は国の基準に追加しないこととしている。	国の準則改定により、右提案主体が求めているように、市町村が地域の実情を踏まえた緑地面積率等を設定することが可能になると解してよいか、回答されたい。	国の見直し案では、①地域準則を定めている都道府県内の市町村については対象となっていないこと、②地域の実情に応じた基準設定に際して、国の関与が働くことから、市町村において主体的な基準の設定が可能となる見直しとは言い難い面がある。 本県においては、既に地域準則を設定しているところであるが、本県の提案は、都道府県による地域準則の設定の有無にかかわらず、地方分権の推進の観点から、市町村が地域の実情に応じて基準設定から届出の受理まで一連の事務を自己完結的に実施できるよう、基準の設定に係る条例制定権を市町村に付与することを提案するものであり、その趣旨を踏まえ、抜本的な検討を行っていただきたい。	D	—	平成18年3月閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」に記載されているとおり、工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、平成18年度中に措置することとなっている。現在、この決定内容に沿って、国の準則改定作業を行っている。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、すでに地域準則が定められている都道府県において、市町村が地域の実情に応じた緑地面積率等の設定を可能とするためには、どのような手続きが必要となるのか、併せて説明されたい。	D	—	平成18年3月閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」に記載されているとおり、工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、平成18年度中に措置することとなっている。現在、この決定内容に沿って、国の準則改定作業を行っている。 ただし、前々回でも回答しているとおり、地域準則が定められている都道府県内の市町村については、既に地域の実情を踏まえた緑地面積率等が当該地域準則において設定されていたため、当該市町村内の区域に係る緑地面積率等の基準は国の基準に追加しないこととしている。	1067070	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。	広島県	経済産業省
1120030	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法第6条、工場立地法施行令第1条	製造業等に係る工場又は事業場（水力又は地熱発電所は除く）であって、一の団地内における敷地面積が9,000m2又は建築面積の合計が3,000m2以上であるものの新設をしようとする者は、当該工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。	C	—	工場立地法では、周辺環境との調和を図る観点から、製造業等の工場又は事業所が、その敷地内に一定割合以上の緑地等を整備すべき旨を規定している。この一定割合以上の緑地等は、製造業等の工場又は事業所が、市街化区域に立地しているかどうかに関わらず確保されるべきものである。 したがって、ご提案のような特定の事業所について、市街化区域外に立地した場合、工場立地法を適用しないという対応は困難である。	右提案主体からの意見を踏まえて、現行制度においては、同じ自然エネルギーを利用する水力又は地熱発電所が工場立地法の適用除外であるにもかかわらず、風力発電施設がこれらと同等に扱えないのはなぜか、その理由を明らかにされたい。 また、京都議定書の目標を達成するために貴省におかれては「風力発電も含めた『新エネルギーの普及・導入上の障害を取り除き、一層の普及・導入のための環境づくりを技術的側面から支援する』という方針を示されているものと認識しているが、この方針との整合性を図る観点からも検討のうえ、回答されたい。	風力発電施設は、通常、草原・牧草地・農地・森林等の中に変電設備と風車が散在するだけであり、製造業の工場や火力発電所のような周辺環境との調和を大き（損なうような施設ではないと考えられる。また、建築面積が3000m²を超える場合工場立地法が適用されるので、「生産施設面積が敷地面積の20％以内」という基準を満たすため広大な敷地の確保が必要になり、事業者の負担が多大なものになる。本県においては、地球温暖化対策推進の観点から自然エネルギー導入を強力に促進する必要があり、水力や地熱発電所と同様の取扱いを求めるものである。	C	—	工場立地法では、周辺環境との調和を図る観点から、製造業等の工場又は事業所が、その敷地内に一定割合以上の緑地等を整備すべき旨を規定している。この一定割合以上の緑地等は、原則、工場又は事業所の種類に関わらず確保されるべきものである。 したがって、ご提案のような特定の事業所について、工場立地法を適用しないという対応は困難である。	工場立地法施行令が制定された当時、自然エネルギーを利用する発電は「水力又は地熱を原動力とするもの」が大半であったため、風力等の新たな自然エネルギーについては想定されていなかったものと思われるが、現在、全国各地に相次いで風力発電施設等が設置されている状況に鑑み、当該規制も見直す考えはないか、右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 なお、今後検討される場合は、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか、併せて明らかにされたい。	C	—	○風力発電施設は、風車と送電設備という無人の工作物のみが設置されるものであり、通常の工場・事業所の形態を有していないため、生産施設面積の5倍以上の敷地面積の確保を義務付けることは、過度の負担を強いることになる。 「同じ自然エネルギーを利用する水力・地熱発電所が適用除外となっており、同様の取扱いを求めるものである。	F	—	大規模風力発電施設については、建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年3月以降関係予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、検討を行う。	1122060	市街化区域以外の区域における風力発電施設の設置については、同じ自然エネルギーを利用する水力発電所や地熱発電所と同様に、工場立地法の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から5％削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる山岳地域の稜線や丘陵地域、海岸部において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	兵庫県	経済産業省
1120040	工場立地法の弾力的運用	工場立地法第4条	国は、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項につき準則を公表している。 緑地面積の敷地面積に対する割合については、工業団地及び工業集合地の特例の場合であっても、基本的な考え方は同じである。したがって、ご提案のような飛び緑地の算入については、工場立地法の趣旨及び運用に照らし困難、対応は困難である。	C	—	工場立地法では、周辺環境との調和を図る観点から、各工場の敷地内に一定割合以上の緑地等を整備すべき旨を規定している。工業団地及び工業集合地の特例の場合であっても、基本的な考え方は同じである。したがって、ご提案のような飛び緑地の算入については、工場立地法の趣旨及び運用に照らし困難、対応は困難である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	一団の工場の集積地内での緑地確保策であり、住宅等周辺環境との調和を乱すものではなく、工場の建替等の際に必要となる緑地の確保を容易にすることで、既存工場の建替等を促進し、地区全体の緑地面積を拡大することを目的としており、工場立地法の趣旨・目的を逸脱するものではない。むしろ、緑地が増加する次のような効果があり、法の趣旨を増進するものである。①既存工場の建て替えが進むとともに、②その照新たに緑地を確保するため、地区内では緑地が増加する。③空き地化している小区画敷地について、緑地化など有効利用が期待できる。（別様有）	C	—	工場立地法の趣旨は、工場の敷地内に一定割合以上の緑地を整備することで、その周辺環境との調和を図ることにある。したがって、ご提案のような工場の敷地の外にある飛び緑地の算入については、法の趣旨に照らし、対応は困難である。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	C	—	今回の提案に対して既に回答しているとおり、工場立地法の趣旨は、工場の敷地内に一定割合以上の緑地を整備することで、その周辺環境との調和を図ることにある。したがって、ご提案のような工場の敷地の外にある飛び緑地の算入については、法の趣旨に照らし、対応は困難である。	1122110	各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入する。	各工場の敷地面積に、下記のような一定要件を満たす「飛び緑地（借地を含む）」を算入できるように工場立地法を弾力的に運用する。 ①住宅地を含まない②一団の工場（事業所を含む）の集積地区において、③その地区内の近接距離にある④同一企業用地（借地を含む）であることなど一定の要件を満たす企業の飛び緑地（借地を含む）については、工場の敷地面積に算入することができるなど工場立地法の趣旨の範囲内で同法を弾力的に運用する。	兵庫県	経済産業省
1120050	フィリピン人看護師及び介護士受入時の日本語研修をフィリピン国内で実施することの許可	なし	日フィリピンＥＰＡは大筋合意に至ったものの現在も交渉中である。	E	—	制度の現状で述べているとおり、現在も交渉中であり、制度化されたものではなく、現段階ではお答えできる状況にない。	2004年11月29日付けの共同プレス発表によれば、大筋合意に達した「日本・フィリピン経済連携協定」の主要点のうち、「人の移動」に係る基本的な枠組みについては、日本側とフィリピン側で相談して決めることとされているが、これまで具体的にどのような検討がなされたのか、可能な範囲で明らかにされたい。		E	—	制度の現状で述べているとおり、現在も交渉中であるので、検討内容についてお答えすることはできない。	現在も交渉中であるとのことだが、今後の制度設計において本提案の内容を反映することはできないか、再度検討のうえ回答されたい。	C	—	当該協定については現在フィリピンとの間で交渉中であり、未発効の協定の内容に関わる要望なので対応できる段階にはない。	1034020	フィリピン人看護師・介護士を受け入れる際の日本語研修を、フィリピン国内の認定施設（TESDA認定）において、日本側のAOTS及び国際交流基金の認定を受けた日本語教師を派遣することにより、可能にし、また海外での日本語検定試験を可能ることを提案する。	フィリピン人看護師・介護士受入時の日本語研修制度の緩和	株式会社フレンドリーオーバーシーズサポート	外務省 厚生労働省 経済産業省
1120060	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則第2条第2項第5号、第6号	砂利採取業の登録申請時、①申請者の砂利採取業経歴書②申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書の添付を義務づけている。	C	—	「砂利採取業経歴書」及び「法人の定款」についてのみ、他都道府県の意見を聞き省令改正等の検討を行う。	省令改正等についての検討体制及びスケジュール等、具体的な方法を示されたい。 また、登録申請に係る添付書類の簡略化に係る検討対象が「砂利採取業経歴書」及び「法人の定款」についてのみ、となった理由についても明らかにされたい。	引き続き、規制緩和になるよう、添付書類の廃止等についてご検討をいただきたい。	F	III	関係法令である採石法の担当部局との連携を図りつつ、都道府県の意見を聴取し、平成19年9月までに結論を得る所存。当省として、「申請者の砂利採取業経歴書」、「法人の定款」のみを検討対象としたのは、それ以外に具体的な項目の明示がなかったためである。	「申請者の砂利採取業経歴書」、「法人の定款」のみでなく「業務主任者の住民票」についても、右提案主体からの再意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	住民基本台帳ネットワークシステムの利用で、住民票についても省略が可能であるので、業務主任者の住民票の添付の義務付けの廃止についても、併せて検討していただくようお願いする。 「補足資料：砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化」	F	III	住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによって、住民票の添付に代替しうるものと考えているが、現時点で一部の地方公共団体が参加していないこともあり、他都道府県の意見を聞き検討を行う。	1067240	砂利採取業者の登録等に関する規則に基づく登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない）申請者の砂利採取業経歴書及び②法人の定款等の添付の義務付けを廃止すること。	書類の提出を必要最小限とすることで、申請者の負担軽減のみならず、審査事務の効率化が図られ、行政サービスの向上につながる。	広島県	経済産業省

11 経済産業省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120070	特例措置番号1143、1144における審査手続等の明確化	平成17年経済産業省告示第352号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成17年経済産業省告示第353号第1条第1項第3号、第2条第3項	経済産業大臣が、申請計画に記載された修了認定の基準に応じて、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認めた問題により修了認定に係る試験に合格することによりその修了が認められる講座であること。手数料は収入印紙をもって納付しなければならない。	F	III	御指摘の事項については、守秘義務に係る事項等を精査した上でその公表を検討する。しかしながら、一般的に、審査事務については審査機関の裁量に依る場合もあり、提示する審査基準については抽象的にならざるを得ない場合があることをご理解いただきたい。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。 なお、守秘義務に係る事項以外のものについては原則公表し、守秘義務に係る事項については守秘義務契約を結んだうえで明らかする方針であると解してよいか、回答されたい。	ご回答では「審査機関の裁量に依る」との表現があるが、修了認定にかかる試験を有償で審査する以上は原則となる基準の開示が必要なのではないか。また、審査基準や方法を開示することは、独自に試験を作成するか、IPAの試験を使用するかを判断する上で重要な情報と考える。「公表を検討する」旨回答があるが、検討の時期と公示時期、方法を明示していただきたい。	F	－	御指摘の点については、守秘義務等に係る事項についての検討に時間を要することが理由である。経済産業省及び情報処理推進機構（IPA）において守秘義務に係る事項であるか否かを再度精査した上で、年内を目途に公表することとする。 なお、現状は、試験問題の審査申請があれば守秘義務契約を結んだ上で申請者に審査基準等を提示している。	貴省及びIPAにおいて精査された事項は、どのような手段によって公表することになるのか明らかにされたい。		B-1	IV	経済産業省及びIPAのホームページ等で広く周知する。	1138050	一定要件を満たす民間資格の取得を修了要件とする講座を開設する場合、当該民間資格の試験項目が対応する履修項目の履修の免除と修了認定に係る試験の免除が可能とされており、経済産業省告示第353号第1条1項3号によると、修了認定に係る試験問題とともに当該民間資格の試験問題の審査を受けると旨記載されている。いずれの試験についても、その審査基準、審査方法、民間資格においては試験問題の提示方法と審査にかかる手数料の根拠等を明らかにする。	一定要件を満たす民間資格の取得を修了要件とする講座において、当該民間資格を運営する団体が、修了認定に係る試験問題を提供することで講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該特例措置における効率的且つ効果的な技能測定に資することができる。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、株式会社サーティファイ	経済産業省
1120080	特例措置番号1143、1144における問題審査手数料の見直し	平成17年経済産業省告示第352号第1条、第2条 平成17年経済産業省告示第353号第1条、第2条	経済産業大臣が、各号の問題により修了認定に係る試験に合格することによりその修了が認められる講座であること。 手数料の額及び、収入印紙をもって納付しなければならない。	F	III	修了認定に係る試験問題に対する審査手数料は、審査にかかる実費等を勘案して最小限必要な額を設定しているものであるが、審査実績等を踏まえつつ適切な見直しを行うこととする。 なお、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、審査手数料等については、情報処理推進機構の採算性の改善のための必要な措置を講じることを認められているところである また、提案後段部について、民間資格取得に係る試験に係る特区申請に対する審査は、当該民間資格の内容と免除される履修項目対応関係を審査しているものであって、当該民間資格取得に係る試験に対する審査を行ってはおらず、事実誤認である。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、本提案を検討するに当たって、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。 なお、評価委員会においては、審査手数料等について過大な負担とならないような水準で措置すること を認めているところであり、情報処理推進機構の採算性の改善のための必要な措置として認めているのではないことに留意されたい。 併せて、提案後段部については事実誤認である。ことこだが、「民間資格取得に係る試験に係る特区申請に対する審査は、当該民間資格の内容と免除される履修項目対応関係を審査している」のみであるならば、通常の試験問題にかかる審査手数料と同額の料金を徴収する必要はないのではないか。この点についても検討のうえ、回答されたい。	審査手数料について「実費等を勘案し最小限必要な額」との回答であるが、当初提案書の添付資料で示した報酬の状況と比較しても高額であり、審査に要する時間・要員等含め、その算出根拠に疑問が残る。「情報処理推進機構の採算性改善」の処置もあるが、講座開設者の負担軽減のため配慮を願いたい。また、審査手数料の見直し時期を示していただきたい。	F	－	民間資格試験に係る修了試験の試験問題の審査については、まさに審査に入ったばかりである。今後実務を積み上げながら、経済産業省及び情報処理推進機構（IPA）において適宜適切に見直しを行うこととしたい。見直しにあたっては、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針（平成18年2月15日、構造改革特別区域推進本部）」も踏まえ、IPAの採算性を確保しつつ講座開設者への過度の負担とならぬよう配慮する。 提案後段部の事実誤認については、特区申請時には民間資格試験と履修項目との対応関係を審査しているものであり、民間資格の取得のための修了試験の試験問題を審査しているものではないことを改めて申し添える。 また、特区申請時における民間資格を取得するための試験と免除される履修項目との対応関係に係る審査においては、審査手数料等を徴収していない。 なお、民間資格の取得のための試験の試験問題の審査は通常の試験問題の審査と同等の審査を行っているところ。	F	－	今回の貴省回答の趣旨は理解いたしました。民間資格試験活用型の制度化については、お示しされた観点も踏まえられた上で、提案を制度化する観点からの今後の取り組みを要望いたします。一方、「情報処理推進機構（IPA）による修了試験提供型」については、既に全国展開化されるなど一定の評価が示されていることから、少なくとも特区における措置として対応されることに問題はないものと言えます。よって今回は、この部分のみ先行して制度化されるよう、改めて強く要望いたします。	F	III	これまでの特区において特例が措置されてきた初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験とその他高度試験とは難易度、知識のレベル等に大きな違いがある。前者は情報システムの活用または開発に関する共通的知識及び技能を問うものであり、後者はそれぞれの分野における専門的知識及び技能を問うものである。したがって、高度IT人材の育成、情報処理技術者試験の適切な実施の観点からも、現状の特例措置が全国展開されたことと新たに高度試験の特例を設けることとを並べて議論することは適切ではない。 また、議座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際しては、より技術的かつ専門的な内容に踏み込む必要があることから、情報処理技術者試験委員会での評価・判断が求められ、履修項目に応じた履修計画等についても同委員会にて検討する必要がある。現在、平成18年度秋期試験の実施に係る作業がピークであることから、履修計画等については引き続き検討を行うこととしたい。 さらに、当該特例措置が認められたと仮定して、講座認定に係る審査を行う場合には情報処理技術者試験委員会での審査が必要になることから、相応の認定審査手数料が必要である。 なお、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会中間とりまとめを受け、情報処理技術者試験制度のあり方について抜本的な見直しを行うこととしている。具体的には同小委員会に人材育成WG（仮）を設け、9月から検討に入る予定であり、今後の特区制度のあり方については、このWGでの議論を踏まえて検討していくこととしたい。	1166010	経済産業省実施の情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験科目に「問5知識（情報処理技術者試験規則第2条（別表）に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの）のうち、民間資格試験（CIW資格）を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131（1143）及び1132（1144）の制度に準ずる形で、新たに情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験免除の特例を実施する（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1120100	修了者に対するテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条、第25条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。 修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	F	III	指摘の試験区分に係る午前試験の免除する講座に係る制度は、現在実施している「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえて検討したい。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	F	III	初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置のうち民間資格活用型における当該講座の修了認定を受けた免除対象者は、本年度秋期試験において初めて発生するため、今後検討すると当たっては、①免除対象者の合格率、②民間資格修了試験と情報処理技術者試験との難易度及び出題範囲の差異等を分析し評価を行うことで、高度IT人材の育成という観点から本特区制度が適切かどうかを判断することとしたい。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置が適切かどうかの判断もさることながら、情報セキュリティアドミニストレータ試験に係る講座における履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等についても併せて検討する方針であると解してよいか、併せて回答されたい。	今回の貴省回答の趣旨は理解いたしました。民間資格試験活用型の制度化については、お示しされた観点も踏まえられた上で、提案を制度化する観点からの今後の取り組みを要望いたします。一方、「情報処理推進機構（IPA）による修了試験提供型」については、既に全国展開化されるなど一定の評価が示されていることから、少なくとも特区における措置として対応されることに問題はないものと言えます。よって今回は、この部分のみ先行して制度化されるよう、改めて強く要望いたします。	F	III	これまでの特区において特例が措置されてきた初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験とその他高度試験とは難易度、知識のレベル等に大きな違いがある。前者は情報システムの活用または開発に関する共通的知識及び技能を問うものであり、後者はそれぞれの分野における専門的知識及び技能を問うものである。したがって、高度IT人材の育成、情報処理技術者試験の適切な実施の観点からも、現状の特例措置が全国展開されたことと新たに高度試験の特例を設けることとを並べて議論することは適切ではない。 また、議座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際しては、より技術的かつ専門的な内容に踏み込む必要があることから、情報処理技術者試験委員会での評価・判断が求められ、履修項目に応じた履修計画等についても同委員会にて検討する必要がある。現在、平成18年度秋期試験の実施に係る作業がピークであることから、履修計画等については引き続き検討を行うこととしたい。 さらに、当該特例措置が認められたと仮定して、講座認定に係る審査を行う場合には情報処理技術者試験委員会での審査が必要になることから、相応の認定審査手数料が必要である。 なお、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会中間とりまとめを受け、情報処理技術者試験制度のあり方について抜本的な見直しを行うこととしている。具体的には同小委員会に人材育成WG（仮）を設け、9月から検討に入る予定であり、今後の特区制度のあり方については、このWGでの議論を踏まえて検討していくこととしたい。	1166020	経済産業省実施のテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験科目にて問う知識（情報処理技術者試験規則第2条（別表）に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの）のうち、民間資格試験（CIW資格）を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131（1143）及び1132（1144）の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験免除の特例を実施する（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1120110	修了者に対するテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条、第25条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。 修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	F	III	指摘の試験区分に係る午前試験の免除する講座に係る制度は、現在実施している「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえて検討したい。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	F	III	初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置のうち民間資格活用型における当該講座の修了認定を受けた免除対象者は、本年度秋期試験において初めて発生するため、今後検討すると当たっては、①免除対象者の合格率、②民間資格修了試験と情報処理技術者試験との難易度及び出題範囲の差異等を分析し評価を行うことで、高度IT人材の育成という観点から本特区制度が適切かどうかを判断することとしたい。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置が適切かどうかの判断もさることながら、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験に係る講座における履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等についても併せて検討する方針であると解してよいか、併せて回答されたい。	今回の貴省回答の趣旨は理解いたしました。民間資格試験活用型の制度化については、お示しされた観点も踏まえられた上で、提案を制度化する観点からの今後の取り組みを要望いたします。一方、「情報処理推進機構（IPA）による修了試験提供型」については、既に全国展開化されるなど一定の評価が示されていることから、少なくとも特区における措置として対応されることに問題はないものと言えます。よって今回は、この部分のみ先行して制度化されるよう、改めて強く要望いたします。	F	III	これまでの特区において特例が措置されてきた初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験とその他高度試験とは難易度、知識のレベル等に大きな違いがある。前者は情報システムの活用または開発に関する共通的知識及び技能を問うものであり、後者はそれぞれの分野における専門的知識及び技能を問うものである。したがって、高度IT人材の育成、情報処理技術者試験の適切な実施の観点からも、現状の特例措置が全国展開されたことと新たに高度試験の特例を設けることとを並べて議論することは適切ではない。 また、議座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際しては、より技術的かつ専門的な内容に踏み込む必要があることから、情報処理技術者試験委員会での評価・判断が求められ、履修項目に応じた履修計画等についても同委員会にて検討する必要がある。現在、平成18年度秋期試験の実施に係る作業がピークであることから、履修計画等については引き続き検討を行うこととしたい。 さらに、当該特例措置が認められたと仮定して、講座認定に係る審査を行う場合には情報処理技術者試験委員会での審査が必要になることから、相応の認定審査手数料が必要である。 なお、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会中間とりまとめを受け、情報処理技術者試験制度のあり方について抜本的な見直しを行うこととしている。具体的には同小委員会に人材育成WG（仮）を設け、9月から検討に入る予定であり、今後の特区制度のあり方については、このWGでの議論を踏まえて検討していくこととしたい。	1166030	経済産業省実施のテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験科目にて問う知識（情報処理技術者試験規則第2条（別表）に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの）のうち、民間資格試験（CIW資格）を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131（1143）及び1132（1144）の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験免除の特例を実施する（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1120120	修了者に対するテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条、第25条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。 修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	F	III	指摘の試験区分に係る午前試験の免除する講座に係る制度は、現在実施している「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえて検討したい。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か。 また、本提案を検討するに当たって、なぜ「初級アドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」における午前試験免除に係る制度の評価を踏まえなければならないのか。	F	III	初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置のうち民間資格活用型における当該講座の修了認定を受けた免除対象者は、本年度秋期試験において初めて発生するため、今後検討すると当たっては、①免除対象者の合格率、②民間資格修了試験と情報処理技術者試験との難易度及び出題範囲の差異等を分析し評価を行うことで、高度IT人材の育成という観点から本特区制度が適切かどうかを判断することとしたい。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に係る特例措置が適切かどうかの判断もさることながら、テクニカルエンジニア（システム管理）試験に係る講座における履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等についても併せて検討する方針であると解してよいか、併せて回答されたい。	今回の貴省回答の趣旨は理解いたしました。民間資格試験活用型の制度化については、お示しされた観点も踏まえられた上で、提案を制度化する観点からの今後の取り組みを要望いたします。一方、「情報処理推進機構（IPA）による修了試験提供型」については、既に全国展開化されるなど一定の評価が示されていることから、少なくとも特区における措置として対応されることに問題はないものと言えます。よって今回は、この部分のみ先行して制度化されるよう、改めて強く要望いたします。	F	III	これまでの特区において特例が措置されてきた初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験とその他高度試験とは難易度、知識のレベル等に大きな違いがある。前者は情報システムの活用または開発に関する共通的知識及び技能を問うものであり、後者はそれぞれの分野における専門的知識及び技能を問うものである。したがって、高度IT人材の育成、情報処理技術者試験の適切な実施の観点からも、現状の特例措置が全国展開されたことと新たに高度試験の特例を設けることとを並べて議論することは適切ではない。 また、議座の内容が当該高度試験と同等であるか否かの審査に際しては、より技術的かつ専門的な内容に踏み込む必要があることから、情報処理技術者試験委員会での評価・判断が求められ、履修項目に応じた履修計画等についても同委員会にて検討する必要がある。現在、平成18年度秋期試験の実施に係る作業がピークであることから、履修計画等については引き続き検討を行うこととしたい。 さらに、当該特例措置が認められたと仮定して、講座認定に係る審査を行う場合には情報処理技術者試験委員会での審査が必要になることから、相応の認定審査手数料が必要である。 なお、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会中間とりまとめを受け、情報処理技術者試験制度のあり方について抜本的な見直しを行うこととしている。具体的には同小委員会に人材育成WG（仮）を設け、9月から検討に入る予定であり、今後の特区制度のあり方については、このWGでの議論を踏まえて検討していくこととしたい。	1166040	経済産業省実施のテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験科目にて問う知識（情報処理技術者試験規則第2条（別表）に定める試験の科目一、及び二、に相当するもの）のうち、民間資格試験（CIW資格）を取得することで習得されたと確認される知識については、当該資格の取得によって午前試験科目で問うことと代替し、習得されないと確認される知識については、特区内に開設される一定の要件を満たした講座を修了することにより、テクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験科目すべてを免除する。	既に認定されている現特例措置1131（1143）及び1132（1144）の制度に準ずる形で、新たにテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験免除の特例を実施する（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省

11 経済産業省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120130	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 第２４条	修了を認められた者が、修了を認められた日から１年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	Ｄ	－	現行の特例制度1131(1142)においても、e-ラーニングによる講座開設を排除していない。	貴省からの回答によれば、「Ｄ（現行規定により対応可能）」とのことであるが、現行の基本方針別表1においては、「当該地区内に開設される講座」と記載されているのみであり、e-ラーニングによる講座開設が可能かどうか明確ではない。また、全国展開に関する省令改正案においても、「その他」として講座の実施方法の提出を求めることとしている。 e-ラーニングによる講座開設が可能であることを明確にするためにも必要な措置を検討のうえ、回答されたい。		Ａ	－	構造改革特別区域基本方針別表1において明示することとする。	右提案主体からの再意見について回答されたい。		Ａ	Ⅳ	講座受講者及び講座開設者並びに認定申請地方自治体等に過度な負担を求めるものとならないよう配慮するが、講座の適切な実施の観点から、一定の要件を課す場合があり得ることを御理解いただきたい。	1167010	現行実施されている特例措置「1131（1142）修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「認定講座」の設置要件について、一定の拡充措置を講じる。これにより現特例措置の趣旨をさらに明確なものとしたうえで、①人材育成にますます の促進効果をもたらすように図る。	情報処理技術者の効果的な育成を図るためのものとして、別添資料「講座設計表」[01] に示す内容に基づいて、特別認可法人日本商工会議所が、多様な教育メディア（イーラーニング等）を通じて全国に開設する講座について、民間資格試験CIW資格の取得を含む場合にあっては、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験の試験科目の3ち午前試験科目の免除を受けることができるものとする。（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	特別認可法人日本商工会議所、ネット教育センター株式会社、プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1120140	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 第２５条	修了を認められた者が、修了を認められた日から１年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	Ｄ	－	現行の特例制度1132(1143)においても、e-ラーニングによる講座開設を排除していない。	貴省からの回答によれば、「Ｄ（現行規定により対応可能）」とのことであるが、現行の基本方針別表1においては、「当該地区内に開設される講座」と記載されているのみであり、e-ラーニングによる講座開設が可能かどうか明確ではない。また、全国展開に関する省令改正案においても、「その他」として講座の実施方法の提出を求めることとしている。 e-ラーニングによる講座開設が可能であることを明確にするためにも必要な措置を検討のうえ、回答されたい。		Ａ	－	構造改革特別区域基本方針別表1において明示することとする。	右提案主体からの再意見について回答されたい。		Ａ	Ⅳ	講座受講者及び講座開設者並びに認定申請地方自治体等に過度な負担を求めるものとならないよう配慮するが、講座の適切な実施の観点から、一定の要件を課す場合があり得ることを御理解いただきたい。	1167020	現行実施されている特例措置「1132（1144）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「認定講座」の設置要件について、一定の拡充措置を講じる。これにより現特例措置の趣旨をさらに明確なものとしたうえで、①人材育成にますます の促進効果をもたらすように図る。	情報処理技術者の効果的な育成を図るためのものとして、別添資料「講座設計表」[02] に示す内容に基づいて、特別認可法人日本商工会議所が、多様な教育メディア（イーラーニング等）を通じて全国に開設する講座について、民間資格試験CIW資格の取得を含む場合にあっては、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験の試験科目の3ち午前試験科目の免除を受けることができるものとする。（詳細については別紙に記載あり。参照されたい）。	特別認可法人日本商工会議所、ネット教育センター株式会社、プロソフトトレーニングジャパン株式会社	経済産業省
1120150	市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺でのパチンコ店等の継続営業を可能にする風営法の規制緩和	なし	なし	Ｅ	－	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する提案であり、経済産業省の所掌ではない。	右提案主体からの意見を踏まえて、都市再生や市街地再開発の促進といった中心市街地の活性化及びまちづくりの重要性に鑑み、「市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺でのパチンコ店等の継続営業を可能にする」にはどうすればよいかという観点から検討のうえ、回答されたい。	国土交通省及び経済産業省が、該当法令管轄省庁でなく、措置の概要（対応策等）を求めることができないことは当然だと理解できる。ただ、提案内容のベースは、市街地再開発事業の実現や中心市街地の活性化に関する事項であり、まちづくりの観点から、今後の「特区実現」に向けた協議調整に際して、助言・支援頂くことができるとありがたい。	Ｅ	－	「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律」に関する提案であり、本法律の所管省庁において検討がなされているものと理解しております。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	・経済産業省が、該当法令管轄省庁でなく、措置の概要（対応策等）を求めることができないことは認識した上で、「中心市街地活性化に関する法律」の「基本方針の案のドラフト案（パブリックコメント募集中）」に示された「都市福利施設（図書館等）」を「新たに追加」することを検討しているが、「都市再生緊急整備地域指定」区域内の「市街地再開発事業」を実現する上で障害となっている「風営法の規制緩和」について、今後の「特区実現」に向けた協議調整に際して、助言・支援頂きたく記載した。今後に向け何らかの方策が検討されると有り難い。（別様有り）	1057010	Ｅ	－	「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律」に関する提案であり、本法律の所管省庁において、適切に検討がなされているものと理解しております。	柏駅東口Ｄ街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域（第三次指定）内にあり、設定目標である複合的都市機能の導入及び歩行者交通機能の整備を一体的に整備する事で、中心市街地活性化を図る事業として位置づけられている。施設計画は、商業（核テナント誘致）、公共公益（図書館等）、医療（クリニックモール）等によって構成されており、まちづくり三法見直しの目的（①多様な都市機能の集約的な中心市街地活性化法）②大型商業施設促進（大店立地法）③公共公益的施設誘導（都市計画法）を具体的かつ先導的に実現する事業である。また、図書館・医療施設の導入は、郊心居住機能を支援する為、周辺土地の高度利用化促進の波及効果が期待できる。	柏駅東口Ｄ街区第一地区市街地再開発準備組合	警察庁 経済産業省 国土交通省
1120160	大規模小売店立地法に係る条例制定権の見直し	・大規模小売店舗立地法第３条第２項 ・地方自治法第２５２条の１７の２	地方自治法第２５２条の１７条の２は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる」と規定している。 他方、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という）第３条第２項は、「都道府県は（中略）条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者たる議会に属するものとされている。 このため、現行制度では、大店立地法第３条第２項に規定される権限については、地方自治法第２５２条の１７条の２に基づいて市町村に移譲することはできない。	Ｃ	－	大店立地法第３条第２項により「前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域」すなわち条例で規制を緩和できる基準及び区域としては、一般的には周辺の生活環境に影響を与え得る規模の店舗ではあっても、都市再開発等が計画的に行われているなど、周辺の開発状況、道路の整備状況、住居の立地状況等の地域的な特性に照らして、国が定めた基準よりも大きな店舗が出店しても、周辺生活環境に影響等及ぼすおそれがないと判断できる区域を想定している。 本条項は、法律の規制適用対象であるか否かを確定する（条例で定める基準以下の大型店法の規制対象外となり、仮に周辺生活環境に問題が生じる場合であっても住民は何らの対応もできない）ための特に重要な事項であることから、民意を反映する手続である条例で規定することとしているものである。また、大型店が生活環境及ぼす影響については、市町村境に立地する場合など大型店の立地場所によっては1市町村のみでは判断することが適当でないケースもある。このような点を踏まえ、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県等による広域的な観点から判断することが不可欠であり、他の都道府県の権限を市町村に事務委譲した場合であっても、本条項の都道府県議会の権限を安易に市町村議会に委譲することは適当でないと考えられる。なお、大店立地法は法施行後６年を経過したが、第３条第２項の規定の活用実績はこれまでに一件もなく、また、具体的に指定を検討している事例についても承知していない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	大店立地法の保護法益である「周辺地域の生活環境の保持」は極めて地域性の高い事柄であり、地域の民意を反映する市町の議会であれば、地域の実情に応じた基準面積の決定が可能である。 市町村境の立地の問題点は、現行制度における都道府県境の立地と同様に、必要に応じて隣接する市町に意見照会する等により、適切な法律運用が可能である。 また、近年の市町村合併の進展により、市町域は大幅に広域化しており、一定程度広域的な観点からの法律運用は可能となっており、「まちづくり」の主体である市町が、全ての運営事務を自己完結的に実施できるよう、条例制定権についても付与していただきたい。	Ｃ	－	措置の概要に記述した点の他、全国的な権限委譲については、本法を含むまちづくり三法の見直しについて検討を行った審議会（産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会商業部部会合同会議）などの議論において、規制を受ける小売業者からは、地方の独自の運用を懸念する声が強いなど市町村への権限委譲を望んでいないのが実情である。 他方で、都道府県が地方自治法に基づき市町村に大店立地法の事務を委譲することを可能としている中、市町村からの申し出がないなど市町村が積極的に本法の事務を行う意思を有していないことも少なくない。 以上のような状況に鑑みれば、一律に市町村に事務を委譲することは適切ではなく、地方自治法第２５２条の１７の２を活用して、都道府県の一定の関与を残した上で事務を担おうとする意思と能力のある市町村に対して都道府県が権限を委譲できることとする。市町村にも選択権のある現行の体系が適当である。 なお、1)大店立地法に関する事務（議会に委任されている法３条２項を除く。）については、地方自治法第２５２条の１７の２に基づく条例により３つの市町村が担当することとされたところであり、その運用状況を注視することに、2)市町村が本法の事務の委譲を都道府県に求めた際に都道府県が対応していないケースがあるか否か、都道府県議会に委任している条項（法３条２項）について具体的な活用の検討の有無や市町村議会に権限を委譲すべきとの要請があるか否かなどについては、必要に応じ情報収集していくこととしたい。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	本県では、大店立地法の知事の権限に属する事務について、平成17年度から市町の要望に基づき、順次市町への移譲を進めているところであが、市町との協議の中で、条例制定権も含めて移譲すべきとの意見が出されるなど、当該事務を自己完結的に実施できるよう制度改正を求める声がある。 現時点では、市町から独自の基準を設けたい旨の具体な提案はないものの、地方分権推進の観点から、市町において当該事務が自己完結的に実施できるよう、条例制定権の移譲について、制度の見直しを検討していただきたい。	Ｃ	－	大店立地法第３条第２項は、条例で法律の規制対象を緩和するものであり、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県による広域的な観点から判断することが不可欠である。また、大店立地法は法施行後６年を経過したが、第３条第２項の規定の活用実績はこれまでに１件もなく、具体的な検討を行っている事例も承知していない。なお、本条項の具体的な活用の検討の有無等については、必要に応じて情報収集していくこととしたい。	1067060	大規模小売店舗の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実状に応じた自主的かつ効率的な取組みが可能となる。	広島県	経済産業省
1120170	エネルギー管理者の発電所単位での兼任廃止（兼任可とする）	エネルギーの使用の合理化に関する法律第６条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第８条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第８条第２項等の承認の基準	第一種エネルギー管理指定工場を設置している者は、指定工場ごとにエネルギー管理者を選任しなければならない。 また他工場でエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を自工場でエネルギー管理者に選任することはできない。 一方で、一定の基準を満たし経済産業大臣の承認を受けた場合には、他工場で選任されているエネルギー管理者を自工場でも選任することができる。	Ｃ	－	省エネ法では第一種エネルギー管理指定工場について指定工場ごとにエネルギー管理者を選任することを求め、その職務が支障なく行われることを担保するため、工場ごとの兼任を原則として禁止している。また、工場ごとの選任数についてもエネルギー消費規模及び業種に応じて適切に人数を定めることとしており、平成18年4月施行の改正省エネ法においても選任数の見直しを行ったところ。 今回の改正において特例としてエネルギー管理者の兼任を認めたのは、従来の指定工場をいくつかに分社化した場合などにおいて、エネルギー管理者の選任が過大な規制とならないよう、一定の措置を講じる必要があると判断されたため。 従って、兼任を認める要件については設備が同一又は隣接する敷地内にあり、かつ、エネルギー管理が一体的に行われている場合という実質的に同一工場内のエネルギー管理とみなし得る場合に限定しており、今回の提案はこれに該当しない。 発電所は省エネルギーを進める上で特に重視すべきエネルギー多消費工場の1つであり、エネルギー管理を着実に実施する観点から、それぞれの発電所ごとに十分な管理体制を整備することが求められている。なお、今回の省エネ法改正に伴い所要の見直しを行った結果、発電所においては相当な減員が図られ規制緩和されている。 よって今回の要望は、特区として対応不可。	右提案主体からの意見を踏まえて、本提案の事情を考慮しつつ検討のうえ回答されたい。 また、兼任を認める要件を「設備が同一又は隣接する敷地内にあり、かつ、エネルギー管理が一体的に行われている場合という実質的に同一工場内のエネルギー管理とみなし得る場合」に限定してしまう理由は何か、エネルギー管理者の業務内容、業務量及び業務実施方法等に照らした合理的な理由も併せて説明されたい。	3次分発電所のエネルギー管理者兼任による総合的な運用により、3次分間の効率のよい負荷配分、燃料の効率的な相互運用、省エネ活動の水平展開など、エネルギー管理はむしろ改善される。また、3次力は30分以内に移動可能な近距離に位置し、発電設備容量合計も427MWと小規模であり、総合運用は容易である。発電所毎に有資格者の中でも技術・知識レベルの高い者を揃えることは、事業を効率的に行ううえで適材適所の人員配置に大きな制約となっている。特区提案を認めて貰いたい。	Ｃ	－	3発電所の管理者を兼任することで燃料の効率的な相互運用等エネルギー管理が改善されるとの提案であるが、具体的な省エネ効果は発電所ごとにエネルギー管理を行ってはじめて発揮されるものであり、発電所間の連携が行われたとしても個々の発電所のエネルギー管理業務が減少することにはならない。兼任をすることでエネルギー管理者1人あたりの業務量が増えることになり、当該発電所でのエネルギー管理の水準を低下させることになる。 また3発電所が近距離に位置しているとのことだが、3発電所は独立した発電プラントとして運転され、管理標準の設定や設備の保守・点検等のエネルギー管理面においても発電プラントごとに対応する必要があり、その職務・義務を全うする上では発電所ごとにエネルギー管理者が常に設備の監視・補修等を行えるような体制を整える必要がある。1人の管理者が複数の発電所を兼任した場合には近距離であったとしてもこうした管理体制を維持できなくなると考えられる。 さらに、当該発電設備容量が小規模との意見であるが、当該発電所のエネルギー使用量は原油換算で１０万klを超えており、エネルギー管理者を２人選任しなければならない区分に該当していたため、小規模であるとは判断することはできない。 以上のことから、再意見を踏まえても特区として対応不可。 なお、兼任要件の限定理由は次のとおり。 兼任を認める要件は、従来の指定工場が分社化され、エネルギー管理面では分社化前と実質的に同様の一体管理ができる場合等、経営形態の変更に伴う特殊事情への対応として設けられた規定である。 またエネルギー管理者の業務は以下のとおりである。 ○ エネルギー消費設備の維持（設備が常に効率的に利用できる状態を保ち、エネルギーの使用の合理化につながるよう管理及び補修等を行うこと） ○ エネルギー使用方法の改善及び監視（エネルギーの使用方法をチェックしてエネルギーの使用の合理化につながるよう設備内容、運転管理方法を改善したり、その前提として監視したりすること） ○ 定期報告書の作成 ○ 主要大量が求める以下の事項に関する業務状況報告書の作成 ・エネルギー使用量、その他エネルギーの使用の状況 ・エネルギーを消費する設備の状況 ・エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 以上のような業務内容であることから、エネルギー管理者がその職務・義務を全うするためには原則として常駐の職員でなければなし得ないものであり、上記兼務の要件も実質的に同一工場とみなされる場合に限定している。 仮に上記兼務の要件を緩和した場合、省エネ法で求めるエネルギー管理のレベルを低下させることになり、ひいては政府全体で取り組んでいる省エネルギー・地球温暖化対策への取り組みへも支障きたすことなる。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	提案の実現に向けて再度検討をお願いしたい。各発電所の現場で運転状況・設備状況の管理、省エネ活動、改善活動を実質的に行うのは、エネルギー管理者の指揮のもと24時間勤務する運転要員や保守要員等であり、運転要員は3次力併せて1つの運転課に所属している。エネルギー管理者は、3次力兼任により火力間の効率運用、省エネ活動の水平展開を併せ行う万が、組織が末端まで一体であることが相応しく、エネルギー管理の改善に繋がる。また、30分以内で往来でき、組織的にも一体である2発電所は、一体管理が条件とはいえ大規模工場内で分社化し別人格になる場合に比べて兼任要件に遜色ないと思われる。	Ｃ	－	ご意見の中で、各発電所の現場で運転状況・設備状況の管理、省エネ活動、改善活動を実質的に行うのは、エネルギー管理者の指揮のもと24時間勤務する運転要員や保守要員等であるとのことであるが、運転要員や保守要員の役割は当該発電所の管理標準に従って運転、計測、保守等を行うことであり、より一層の省エネを実現するために現行の管理標準を見直したり、設備の改良・更新等を計画する際には、エネルギー管理に関する高度な専門的知識を有する者、すなわちエネルギー管理者が主体的な役割を果たすことが不可欠である。エネルギー管理者が、こうした高度な省エネ活動を個々の発電所の設備状況に応じてきめ細かに実施しなければ、省エネの実効は期しがたく、1人の管理者が複数の発電所を兼任した場合には十分な管理体制を維持できなくなると考える。 兼任の要件として重要なことは、エネルギー管理が一体的に行われているか否かであり、3発電所の設備が類似し、運転要員が一つの課に属しているとしても、それぞれの発電所の設備が一つのまとまりとして維持・運転・監視されているとは考えられない。 以上のことから、今回の提案は特区として対応不可。	1018010	現在それぞれの発電所ごとに、エネルギー管理者を選任しているが、統括的かつ効率的な管理・運用を行うため3火力発電所の兼任が可能とする。	当社では、新居浜市内と西条市内に3火力発電所（新居浜東火力、新居浜西火力、壬生川火力）を有し、それぞれの発電所は30分以内で往来できる程度に近接しているが、現在それぞれの発電所ごとに、エネルギー管理者を選任している（現行は熱：各２名、電気：各１名→今後法改正により各２名となる）。これら3火力発電所は、「火力部」と言うひとつの社内組織で統括的に管理・運用され、主として住友関係の企業に電気、蒸気、純水等を効率的に供給する統合的発電所として運営されており、共通の運転、体制ができるようにしたい。（別紙事業内容書あり）	住友共同電力株式会社	経済産業省

11 経済産業省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120180	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則第８条第２項第５号、第６号	採石業の登録申請時、①申請者の採石業経歴書②申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書の添付を義務づけている。	C	—	「採石業経歴書」及び「法人の定款」についてのみ、他都道府県の意見を聞き省令改正等の検討を行う。	省令改正等についての検討体制及びスケジュール等、具体的な方法を示されたい。 また、登録申請に係る添付書類の簡略化に係る検討対象が「採石業経歴書」及び「法人の定款」についてのみ、となった理由についても明らかにされたい。	引き続き、規制緩和になるよう、添付書類の廃止等についてご検討をいただきたい。	F	III	○関係法令である砂利採取法の担当部局との連携を図りつつ、都道府県の意見を聴取し、平成19年9月までに結論を得る所存。 ○「申請者の採石業経歴書」及び「法人の定款」のみを検討対象としたのは、それ以外に具体的な事項の明示がなかったため。		「申請者の採石業経歴書」、「法人の定款」のみでなく「業務管理者の住民票」についても、右提案主体からの再意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	住民基本台帳ネットワークシステムの利用で、住民票についても省略が可能であるので、業務管理者の住民票の添付の義務付けの廃止についても、併せて検討していただくようお願いする。 （補足資料：採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化）	F	III	住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによって、住民票の添付に代替しうるものと考えているが、現時点で一部の地方公共団体が参加していないこともあり、他都道府県の意見を聞き検討を行う。	1067250	採石法施行規則に基づく採石業者の登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない①申請者の採石業経歴書及び②法人の定款等の添付の義務付けを廃止すること。	書類の提出を必要最小限とすることで、申請者の負担軽減のみならず、審査事務の効率化が図られ、行政サービスの向上につながる。	広島県	経済産業省
1120190	固体酸化物型燃料電池（SOFC）の実証実験を円滑に行うための規制緩和	電気事業法　第４２条第１項、第４３条第１項 電気事業法施行規則　第５０条第１項、第５２条第１項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令　第３５条 電気設備に関する技術基準を定める省令　第４６条 電気設備の技術基準の解釈　第５１条	固体酸化物型燃料電池発電設備は、事業用電気工作物に位置づけられており、保安規程の届出、主任技術者の選任が必要である。 燃料ガスを通ずる部分は、不活性ガス等で燃料ガスを完全に置換できる構造のものでなければならない。 また、常時監視をしなければならない発電所に位置づけられている。	F	III	小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関しては、一般電気工作物（保安規程の届出、主任技術者の選任は不必要）へ位置づけることの可否・要件についての検討を行っている。併せて、不活性ガスによる燃料ガスの置換する構造の省略の可否についても検討を行っている。 また、固体酸化物型燃料電池発電設備を、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式として運用することの検討も行っている。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。	F	III	当該提案の実現に際しては、保安確保の観点から、技術的根拠や実機試験データに基づき、十分な検討が必要とされる。 平成18年度の経済産業省委託事業において「小規模燃料電池保安技術検討委員会」を設置し、当該提案と同内容のテーマについて、検討を行っており、平成18年度内に検討結果がでる予定である。				F	III		1140010	固体酸化物型燃料電池は自家用電気工作物に分類され、それを稼働させるためには、電気事業法第42条に規定する保安規定の届出、同法第43条に規定する主任技術者の選任、火技省令第35条に規定する窒素パージ、電技省令第46条（解釈51条）に規定する常時監視等が必要であり、昨年3月に規制緩和となった固体高分子形燃料電池（PEFC）と同様に、自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更を行い、SOFCの実証実験を円滑に実施できるようにする。	当県では環境先進県を標榜し、そのための取組の一環として、県土地開発公社所有の分譲住宅団地の一つを太陽光発電や燃料電池を導入した新エネ対応型の住宅団地として整備することを検討している。 この新エネ団地において、燃料電池の実証実験を行うことは、県内企業の新分野進出を強力に後押しするとともに、新エネ導入に対する県民の意識の向上にもつながる。 （別紙「燃料電池（固体酸化物形SOFC）の実証実験の概要」参照）	佐賀県	経済産業省 経済産業省
1120200	自家用工作物の保守点検業務への電気工事事業者の参入について障壁になっている現行規定の撤廃	電気事業法　第４３条第１項 電気事業法施行規則　第５２条第１項及び第２項、第５２条の２	電気事業法第４３条において、事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物）の設置者は、電気主任技術者免状の交付を受けた者の中から電気主任技術者を選任し、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。 ただし、電気事業法施行規則第５２条第２項により、電気主任技術者免状の交付を受けている者を雇用することが困難な設置者に配慮し、一定の要件（※）を満たす自家用電気工作物設置者であって、保安管理業務を電気事業法施行規則第５２条の２に規定する要件を満たす者（電気管理技術者又は電気保安法人）に委託し、同規則第５３条第２項を満たすとして経済産業大臣の承認を受けたものについては、電気主任技術者を選任しないことができる。 ※一定の要件 ・7,000V以下で受電する需要設備（その規模について制限はない） ・出力1,000kW未満の発電所（原子力発電所を除く） ・600V以下の配電線路 したがって、電気工事業者が保安管理業務に参入する場合であっても、電気管理技術者や電気保安協会と同様に、上記要件を満たす自家用電気工作物の保安管理業務を受託することができる。	D	—	制度の現状で述べているとおり、現行の規定により対応可能である。	本提案の趣旨は、現行制度の要件が「出力1,000kW未満の発電所」となっていることに対して、1,000kW以上の自家用電気工作物の保守点検業務を行うことができるのかという点にあるため、この点について検討ひろえ、回答されたい。	D	—	本提案は、具体的事業の実施内容で1,300kWの「自家用変電設備」を例に挙げており、「発電所」ではなく「需要設備」について提案を行っているものである。 制度の現状で述べているとおり、7,000V以下で受電する需要設備においては、その規模についての制限はないため、1000kW以上のものでも保安管理業務を受託することはできる。				D	—		1014010	電気事業法の規制で電気工事事業者は1，000kW以上の自家用電気工作物の保守点検業務を請け負うことができない状況下にある。	本件規制の撤廃によって大容量化の一途をたどる自家用電気工作物の保守点検業務について電気工事事業者の受注が可能となり、例えば「牛久愛和総合病院」が設置する1，300kWの自家変電設備の保守点検業務を受託できるようにしたい。	イガラシ電気工事株式会社	経済産業省
1120210	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の廃止	電気事業法　第５５条 電気事業法施行規則　第９４条の５、第９４条の５の２ 安全管理審査実施要領（内規）　２	安全管理審査は、電気事業法に基づき事業者が行う事業者検査の実施体制を審査するものである。具体的な安全管理審査実施方法は、安全管理審査実施要領（内規）を定めて実施しており、この中で、「申請に係る組織の単位は、電気事業法施行規則第５２条第１項又は第３項で定める主任技術者の選任範囲又は兼任範囲である事業場又は設備に係る法定事業者検査を行う組織」としている。 審査の実施時期に関して、例えば、定期事業者検査の実施に関して、電気事業法施行規則第９４条の５に基づき「十分な体制がとられていると認められる組織は、定期事業者検査の都度安全管理審査を受審するものとし、通知を受けた日から３年を経過した日以降３月を超えない時期に受審すれば良い。 審査実施主体に関しては、電気事業法施行規則第９４条の５の２に基づき、定期安全管理審査は、出力３万kW未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く）に属する電気工作物を設置する者にあっては、経済産業大臣の登録を受けた者（登録安全管理審査機関。それ以外の者にあっては経済産業大臣が審査を行う。	F	III、IV	安全管理審査の受審単位等の見直しは、安全管理審査制度の根幹に関わる事項であり、その検討範囲は、審査を受ける組織、審査を実施する組織、審査方法、審査時期など多岐にわたる。そのため、制度見直しには、安全確保を大前提に、十分な検討を行い、結論を得る。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。	実現に向けて対応を検討いただけるのは、おおいに感謝したい。しかしながら、今回の提案は保安の確保が向上すると考えている。制度見直しには十分な検討が必要ということであり、その検討が提案事業に対する政府の対応方針決定後1年以上を要するならば、それまでの間特区の扱いを認めて欲しい。	F	III、IV	電気事業法に基づく安全管理検査は、制度の導入から6年が経過したことを踏まえ、運用の適切性について確認し、必要な改善を行うことが必要と認識している。 このため、3種類の安全管理検査のうち、特に改善すべき事項が多い溶接安全管理検査については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、全般的な運用改善に関する検討を行っている。 本事案については、その必要性、技術的合理性の検討が必要であることから、溶接安全管理検査の検討結果を踏まえつつ検討し、平成19年度中に結論を得る。	検討終了までの期間に1年以上を要することとなる具体的な理由について明らかにされたい。	電気事業法に基づく安全管理検査は、制度の導入から6年が経過したことを踏まえ、運用の適切性について確認し、必要な改善を行うことが必要と認識している。 このため、現在、3種類の安全管理検査のうち、特に改善すべき事項が多い溶接安全管理検査について、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、運用改善に関する検討を行っており、平成18年度中を目途に結論を得ることとしている。 この溶接安全管理検査の検討結果を踏まえた上で、平成19年度中に安全管理検査制度全般について見直すことを予定しており、本事案についてもその中で必要性、技術的合理性についての検討を行うこととしているため、検討終了まで1年以上の期間を要する。	F	III、IV	現在それぞれの発電所ごとに、定期事業者検査に係るシステム安全管理審査適合を取得しているが、結局的かつ効率的な統合的発電所として運営するため、3火力一体の共通の品質システムおよび受審単位として、運用・管理ができる体制とする。	1018020	当社では、新居浜市内と西条市内に3火力発電所を有し、それぞれの発電所は30分以内に往来できる程度に近接しているが、現在それぞれの発電所ごとに、定期事業者検査に係るシステム安全管理審査適合を取得しており、安全管理審査もそれぞれに受審している。これら3火力発電所については、「火力部」と言う5つの社内組織で統括的に管理・運用され、主として住友関係の企業に電気、蒸気、純水等を効率的に供給する統合的発電所として運営されており、3火力一体の共通の品質システムおよび受審単位として、運用・管理ができる体制としてもらいたい。（別紙事業内容書あり）	住友共同電力株式会社	経済産業省
1120220	東京湾岸地域における経済特区	（１）特許法第１０７条、第１０９条、第１９５条及び第１９１条の２、産業技術力強化法第１７条 （２）特許法第３０条	（１）特許に関する料金については、第１９５条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第１０７条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 なお、これらの料金については、特例として資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じているところ。 （２）特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、６月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	C	—	（１）平成１６年度より、審査請求構造の適正化等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ。「審査実質に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた」 このような中、特定した地区の一部の産業について審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許会計の収支相償の観点からも適切でない。 なお、特例として、資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業等を対象に減免措置を講じており、この減免措置については、一昨年、昨年、更に本年においても、対象範囲を拡大したところ。 （２）本制度の利用にあたっては、自分の発表後６ヶ月以内に出願したとしても、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、本人が特許を取得できない点や、我が国と同様の例外規定が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には、特許を取得できない「無効理由」がなくて留意が必要である。すなわち、我が国の産業の国際競争力を高めていくためには、企業に対して、発明から５できる限り早期に出願することを促すことが好ましい。このような現状において、特定地域であれ、我が国においてさらなる猶予期間の延長を行うことは、我が国で生み出された発明が、国際的に十分な保護を受けられない結果を招く可能性を増大させることになり、それを防止し得る代替措置も存在しない。 また、本規定の見直しについては、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産推進計画２００６」（２００６年６月８日本部決定）においても、「…グレースピリオドの統一を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進することとしている。加えて、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループの報告書『補正制度及び分割出願制度の見直しの方向について』（２００４年１０月、特許庁ホームページにて公表）においても、国際的調和については、実体特許法条約（ＳＰＬＴ）等の今後の議論の進捗状況も踏まえつつ検討を行うべきである旨の報告がなされている（本報告書第２５頁参照）。 そもそも、特許制度は、我が国全体に最大２０年という強力な排他的独占権を付与するものであり、一部地域のみに例外的な特許権付与の手続を導入することは適当でない。 なお、特許出願のための時間が十分にとれないとの指摘については、大半の出願人がそうしているように弁理士制度の有効活用を図ることで対応が可能と考えている。		C	—					C	—		1095010	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	~~1　優遇措置等~~ ~~（1）進出企業に対する優遇措置~~ ~~①法人税の軽減~~ ~~②登録免許税の免除~~ ~~③法人事業税の免除~~ ~~④事業所税の免除~~ ~~⑤不動産取得税の免除~~ ~~（2）上記①から⑤の税制特例による地方税減収分の実質的な補填措置~~ ~~2　融資制度・税優遇措置等の拡充~~ ~~（1）民間都市再生事業計画の積極的な認定~~ ~~（2）民間都市再生事業計画の認定申請期限の延伸~~ 3　法規制の緩和 （1）特許料・特許審査請求料の軽減、 （2）特許出願猶予期間の延長など	東京都	経済産業省
1120230	旧頭脳立地法に基づく業務団地における特定16業種の撤廃	○「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」附則第５条第１項第３号、第５号；○廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」２条第２項、第７条第１項第１号；○廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積に関する法律施行令第１条」に規定する１６業種以外の業種については立地可能となるように、平成１７年４月改正（法律３０号）の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」によって、同法附則第４条第１項に定められている「創業者及び新規中小企業者等」も立地可能となった。	廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第２条第２項、第７条第１項第１号」及び廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律施行令第１条」に規定する１６業種以外の業種については立地可能となるように、平成１７年４月改正（法律３０号）の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」によって、同法附則第４条第１項に定められている「創業者及び新規中小企業者等」も立地可能となったことから、現行の規定により対応可能と思料する。	D	—	D：廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第２条第２項、第７条第１項第１号」及び廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律施行令第１条」に規定する１６業種以外の業種については立地可能となるとして、平成１７年４月改正（法律３０号）の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」によって、同法附則第４条第１項に定められている「創業者及び新規中小企業者等」も立地可能となったことから、現行の規定により対応可能と思料する。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	平成17年4月改正（法律30号）の「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により、「創業者及び新規中小企業者等」であれば、16業種以外においても立地可能になっていることは理解しておりますが、なぜ同法で規定されている「創業者及び新規中小企業者等」に絞る必要があるのか、業務用地の技術的な観点や立地する企業の人的な観点など考えましたが、その法律の求める真の理由が理解できませんので、その理由についてお聞きかせ下さい。また、本村で提案しているのは、あくまで16業種の撤廃であり、現状では、「…現行の規定により対応可能と思料…」な状態とは考えられませんが、この理由についても聞かせ下さい。	D	—	○特定の業種の企業が隣接立地することによる産業集積効果の発現等を期待し、各々の法律により産業用地に用途制限が設けられているところ。 ○貴村ご提案のIT等ソフトウェア業、機械設計業等は現行法上問題なく立地が可能。その他についても現行規制下、立地可能企業は広く認められており、貴村の提案する電気機械産業等製造系企業についても立地が認め得る可能性が高い。 ○経済産業省及び中小企業基盤整備機構において具体的な立地予定企業につき、現行用途規制上立地が可能かどうか幅広く相談に応じているため、まずは具体的な進出企業の概要、業態等をご教示頂ければと考える。				D	—		1074010	旧頭脳立地法により位置付けられた業務団地である本村の盛岡西リサーチパークの立地に関する特定16業種の制限が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第５条第１項第３号により現在も受け継がれている。一方、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第４条第１項に該当する創業者、新規中小企業者等は特定１６業種以外の業種でも立地が可能となる特例が措置済だが、旧頭脳立地法の集積促進計画に対する経過措置も終了した現状では完全に特定１６業種以外の業種についても立地誘導を可能にするよう制限の撤廃を図られたい。	本村の総合計画では地域経済活性化を最重点政策として掲げており、特に工業振興策の充実が急務である。しかし、企業誘致の土地利用では都市計画法等の規制もあり村内の団地としては西リサーチパークしか有していない。よって分譲率４割の同業務団地の有効利用を図りたいが、製造系企業の拡大、進出の意向に対し特定業種の規制から早急な立地が困難な状況にある。更に、本村の岩手県立大学では、組込技術の人材育成、域内技術移転に取り組んでおり、人材活用による域内工業振興への学官連携を図る観点からも、この技術を研究するソフトウエア業に併せて この技術を活用する電子工学系製造業の立地により一体的人材の受け皿づくりを行う取組みも急務である。よって、特定１６業種の制限を撤廃し、この業種も含みその他製造業等の企業の立地も促進したい。	滝沢村	経済産業省

11 経済産業省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120240	NPO法人に対する資金調達制度の拡充	中小企業信用保険法第2条	・信用保証の対象となる中小企業者については、中小企業信用保険法第2条において定義されている。 ・現行での法人の対象は、医療法人、社会福祉法人となっており、NPO法人を含め、その他の法人は対象外。	F	I	保証対象を拡大するためには、実態把握及び多くの関係者との調整が必要であるため、直ちに措置することは困難であるが、設立趣旨や活動内容が地域の中小企業活性化に資すると認められるNPO法人については信用保証の対象とすることの意義と是非について検討を行っているところ。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。 また、貴省においても「産業構造審議会基本政策部第1期報告書（2006年6月）」の中で、NPOも含めて多様化する公共の担い手に対し、資金が円滑に供給される仕組みの構築を検討されていることから、例えば、経営支援事業等の中小企業施策について、NPO法人へも適用拡大することはできないか、検討のうえ回答されたい。	F	I	保証対象を拡大するためには、実態把握及び多くの関係者との調整が必要であるため、直ちに措置することは困難であるが、設立趣旨や活動内容が地域の中小企業活性化に資すると認められるNPO法人については信用保証の対象とすることを含め、中小企業金融に関する政策支援の対象とすることの意義と是非について検討を行っているところ。	検討を開始する時期を明らかにするとともに、具体的な検討内容及び検討プロセス等についても お示しされたい。	F	I	「NPO等の活動については、骨太の方針２００６において、「多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るNPO活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるNPOの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。」こととされており、NPOの所管省庁である内閣府の対応を踏まえ、関省においてもNPO等への中小企業施策の対象拡大について検討を行なうこととする。 その際に、中小企業信用保険法に規定されている信用保証協会のNPO向け融資の信用保証に対する中小企業金融金庫による保険についてNPOへ対象拡大することを含め議論することとするが、現状、中小企業者のみを対象とする信用保険においても、収支において、６００億円の損失があること、及び行政改革推進法等の政策金融改革の見直し等の規定に基づく行政改革の流れを踏まえ、過度な財政負担をなることがないよう財政当局とも調整を行い、法令所管省庁として、必要な対応を検討してまいりたい。 なお、信用保証協会によるNPO法人向け融資に対する信用保証については、現行でも信用保証協会法に基づき可能であることを申し添える。	1117020	行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策として公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。	NPOを対象とした保証制度の創設を図ることで資金供給の円滑化が図られる。	秋田県	経済産業省
1120240	信用保証協会の保証対象の拡大	中小企業信用保険法第2条	・信用保証の対象となる中小企業者については、中小企業信用保険法第2条において定義されている。 ・現行での法人の対象は、医療法人、社会福祉法人となっており、NPO法人を含め、その他の法人は対象外。	同	I	保証対象を拡大するためには、実態把握及び多くの関係者との調整が必要であるため、直ちに措置することは困難であるが、設立趣旨や活動内容が地域の中小企業活性化に資すると認められるNPO法人については信用保証の対象とすることの意義と是非について検討を行っているところ。	貴省からの回答は、「F（提案の実現に向けて対応を検討）」とのことであるが、直ちに措置できない理由は何か、また、どのような体制、スケジュールで検討を行うのか明らかにされたい。 また、貴省においても「産業構造審議会基本政策部第1期報告書（2006年6月）」の中で、NPOも含めて多様化する公共の担い手に対し、資金が円滑に供給される仕組みの構築を検討されていることから、例えば、経営支援事業等の中小企業施策について、NPO法人へも適用拡大することはできないか、検討のうえ回答されたい。	NPO法人の多くは医療・福祉分野に関連する法人であり、同様の非営利団体である医療法人、社会福祉法人が全国で信用保証協会の利用が可能であることからも、全国的な対応としてご検討いただきたい。	同	I	保証対象を拡大するためには、実態把握及び多くの関係者との調整が必要であるため、直ちに措置することは困難であるが、設立趣旨や活動内容が地域の中小企業活性化に資すると認められるNPO法人については信用保証の対象とすることを含め、中小企業金融に関する政策支援の対象とすることの意義と是非について検討を行っているところ。	検討を開始する時期を明らかにするとともに、具体的な検討内容及び検討プロセス等についても お示しされたい。	検討のスケジュール（結論時期）につき具体的に明示して頂きたい。	同	I	「NPO等の活動については、骨太の方針２００６において、「多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るNPO活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるNPOの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。」こととされており、NPOの所管省庁である内閣府の対応を踏まえ、関省においてもNPO等への中小企業施策の対象拡大について検討を行なうこととする。 その際に、中小企業信用保険法に規定されている信用保証協会のNPO向け融資の信用保証に対する中小企業金融金庫による保険についてNPOへ対象拡大することを含め議論することとするが、現状、中小企業者のみを対象とする信用保険においても、収支において、６００億円の損失があること、及び行政改革推進法等の政策金融改革の見直し等の規定に基づく行政改革の流れを踏まえ、過度な財政負担をなることがないよう財政当局とも調整を行い、法令所管省庁として、必要な対応を検討してまいりたい。 なお、信用保証協会によるNPO法人向け融資に対する信用保証については、現行でも信用保証協会法に基づき可能であることを申し添える。	2001010	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		都銀懇話会	経済産業省
1120250	技術力のある中小企業者に対する受注機会の拡大（競争参加資格制度の改善）	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「国等の契約の方針」）を作成している。 平成１７年度の国等の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大のための従前からの措置を継続し、１（１２）に技術力ある中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置を規定している。当該措置において、国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるものとされている。	D	－	政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置においては、精密機器類等の特定分野に関し、技術力のある中小企業者について、入札物件と同等以上の仕様の物件の製造実績を証明した場合や、入札物件に関する特許の保有件数等を評価した点数を資格審査の統一基準における統一付与数値の合計に加算した場合に、上位等級の入札への参加に係る特例措置が認められている。	貴省からの回答によれば、「D（現行規定により対応可能）」とのことであるが、例えば、平成１７年度の「国等の契約の方針」に基づいて技術力が適正に評価された中小企業者等が上位等級の入札に参加できた事例は、政府全体としてどれくらいあったのか御教示願いたい。	D	－	ご指摘の点について、例えば、「平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況として、各府省から、技術力を評価を考慮した入札公告の実績について、２６０件の報告を受けている（平成１７年度の実績については、現在取りまとめ中。）。また、これらの入札公告に対する中小企業者の応札状況等については、別途各府省に報告を求めることを検討しているところ。	現在取りまとめ中とされている入札公告の実績及びこれに対する中小企業者の応札状況等については、今後どのようなかたちで公表されることになるのか。 また、技術力の評価を考慮する具体的な手法については、既に、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会の決定による「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（以下「幹事会決定」という。）に規定されているため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に同様の規定を重ねて盛り込む必要はないものと考える。 なお、先般閣議決定された「平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針」では、これまで精密機器類等の５分野に限定されていた幹事会決定の対象分野を、「物品の製造」の全分野のみならず、「物品の販売」と「役務の提供等」の全分野にまで拡本的に拡大し、国の全ての調達分野を網羅することとしたところであり、新たに対象となった分野において、この特例措置を活用して、技術力のある中小企業者が一層活躍されることを期待する。	D	－	ご指摘の平成１７年度の各府省の入札公告等の実績については、既に中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/060809_17fykeiyakuhoushin_jouky.pdf）に掲載されているところであり、今後も定期的に取りまとめて公表してまいりたい。 また、技術力の評価を考慮する具体的な手法については、既に、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会の決定による「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（以下「幹事会決定」という。）に規定されているため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に同様の規定を重ねて盛り込む必要はないものと考える。 なお、先般閣議決定された「平成１８年度中小企業者に関する国等の契約の方針」では、これまで精密機器類等の５分野に限定されていた幹事会決定の対象分野を、「物品の製造」の全分野のみならず、「物品の販売」と「役務の提供等」の全分野にまで拡本的に拡大し、国の全ての調達分野を網羅することとしたところであり、新たに対象となった分野において、この特例措置を活用して、技術力のある中小企業者が一層活躍されることを期待する。	1164010	各省庁における物品の製造・販売に係る競争契約への参加資格者は、企業の年商などが評価要素の大半を占める統一資格審査によって検討されている。この統一資格審査の基準を改善し、精密機械や医療機器の製造など、技術力が必要な分野については、その技術力（特許の保有件数など）や海外を含む製品の製造・販売実績等を判定要素とする新たな区分を設ける。また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についても、技術力を適正に評価した競争参加が行われるよう、具体的な手法を方針に盛り込む。	統一資格審査において、企業の技術力を評価・格付けする新たな区分を設けることにより、年商など企業総体の格付けだけでなく、個々の製品の技術力を生かした適正な競争を行うことが可能となる。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、適正な競争を担保するため、仕様書の内容を審査する審査会等の設置を規定する。さらに、「中小企業者に関する国等の契約の方針」として閣議決定されている中小企業の受注機会の増大のための措置についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を持って示すことが必要である。	三重市	財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
1120260	中小企業労働力確保法における改善計画認定事務の民間開放	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小労確法）第４条から第１３条	中小労確法第４条に規定する改善計画の認定を受けた事業協同組合又は中小企業者は、同法第７条に規定する中小企業人材確保支援助成金等の助成措置、第１０条に規定する中小企業信用保険法の特例、第１２条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例及び第１３条に規定する委託募集の特例等の各種助成措置又は特例措置を受けることができる。	C	－	中小労確法は、中小企業の振興及びその働く労働者の職業の安定等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な貢務を有し、かつ、地域の実情に応じて自らの判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事が自治事務として行うべきものであり、また、改善計画に基づく支援措置の窓口は都道府県や金融機関など多岐にわたり、助成金の支給機関という当該支援措置の一部のみを担っているに過ぎない独立行政法人雇用・能力開発機構（以下、「機構」という）を改善計画の審査機関に指定し、改善計画の認定事務を行わせるべきとの提案は不適当である。 なお、機構は、事業主の負担軽減の観点から改善計画の作成に係る相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているものでなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	中小労確法の計画認定事務に関する提案は、計画認定事務と助成金交付事務が二重行政となっていることが、結果として事業主への負担増となっていることを回避するため、事務の一元化を図ることを目的として提案していたものである。 厚生労働省及び経済産業省からの回答のように独立行政法人雇用・能力開発機構が支援措置の一部を担っている機関に過ぎず、計画認定の審査能力を有していないということであるならば、二重行政の回避を図る観点から、国又は都道府県のいずれかに事務の一元化を図ることを提案する。	C	－	中小労確法の改善計画の認定は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な貢務を有し、かつ地域の実情に応じて自らの判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事自らが行うべきものであることは先に回答したとおりである。 当該計画の認定事務は、中小労確法の目的の達成に向けて、中小企業者等の雇用管理の改善のための取組について、地域における中小企業の振興施策及び雇用創出等の施策に照らし総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。 したがって、両者の事務は趣旨目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、二重行政という指摘は当たらず、事務の一元化は不適切である。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	国（機構）においては、助成金交付に当たっては、対象となる事業の実施計画について、改善計画ひいては法の目的に合致しているか否かについて審査が行われていると認識している。 また、実態として、活用されている支援措置のほとんどは助成金であり、当該実施計画の内容と改善計画の内容が同一となるケースが多く、その場合、改善計画は当該実施計画と同時に作成され、国（機構）による事前審査を受けた後に、都道府県に対して認定申請がなされている。 両者の事務は、趣旨目的等が異なるものではなく、むしろ連動・重複しているものであり、実態を十分に把握された上で、国又は都道府県への事務の一元化について検討していただきたい。	C	－	事業の実施計画については助成金の支給を行うにあたって提出を求めているものであり、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下、「機構」という）において、当該実施計画が認定された改善計画に沿ったものになっているかどうかを確認しているものである。 改善計画については、事業主の負担軽減等の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、機構が改善計画全体について事前に審査を行っているものではない。 いずれにしても、これまで回答しているとおり、当該計画の認定事務は、中小労確法の目的の達成に向けて、中小企業者等の雇用管理の改善のための取組について、地域における中小企業の振興施策及び雇用創出等の施策に照らし総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。 したがって、両者の事務は趣旨目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、事務の一元化は不適切である。	1067280	中小企業労働力確保法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が独立行政法人雇用・能力開発機構を認定計画の審査機関に指定し、機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。	独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。	広島県	厚生労働省 経済産業省
1120270	補助金等の交付決定取消の適用除外	補助金等に係る予算の適正化に関する法律第１７条	各省各庁の長は、補助事業者が、補助金等への他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反したとき は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。	C		貴県提案の具体的事業の実施内容（本基金の使途に「誘致企業に対する補助金」を追加し、補助金の財源として一般会計に貸し付け、事後に一般会計から基金に全額返済する。）については、基金造成時の使途・目的である企業立地資金貸付事業の範囲を逸脱することになるため、認められない。 また、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第１７条の規定に基づく交付金の交付決定取り消しの適用除外についても、交付金の適切な執行を担保する観点からも応じることは困難である。	財産の有効活用という観点から、基金の目的に支障がない範囲で貸し付けを認めることはできないか、右提案主体からの意見も踏まえて検討のうえ、回答されたい。	今回指摘の「補助金等に係る予算（交付金）の適正な執行を担保する観点」とは「補助金等の交付の目的に反する使用を防止する観点」と考えられるが、そのような場合であっても法第２２条により「各省各庁の長の承認」により補助対象財産の転用が現在、認められている（「提案理由」参照）。本提案は同様の手続を代替措置に補助対象「基金」についても他用途への転用を可能にしようとするものである。補助金所管省庁が、補助金交付時点と現時点の状況変化、基金の使途拡大に伴うメリットなどの状況から個々に基金転用の可否を判断すれば、法第２２条の手続同様「補助金等に係る予算（交付金）の適正な執行」は担保される。	C	－	本基金造成時の交付金は、企業立地を円滑に進める観点から、単年度の交付金事業に比して一層機動的な貸付が可能となる貸付事業のための基金に充当することを目的に交付を行ったものである。貴県提案の本基金の使途に「誘致企業に対する補助金」を追加し、補助金の財源として一般会計に貸し付け、事後に一般会計から基金に全額返済するというものについては、本基金の保有残高が一般会計の状況に依存してしまい、本来の目的である企業への機動的な貸付に支障を来すことになり、不適切と考える。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	基金造成時の目的である「企業への機動的な貸付」に支障を来すことのない範囲で一般会計に貸し付けるため、保有残高が一般会計の状況に依存することはない。さらに、仮に予定以上に貸付申請が見込まれる場合には、一般会計から繰上返済するなど、企業への貸付に支障が生じないような仕組みを考えている。前記２点について所管省庁からチェック（例：承認）いただき、「企業への機動的な貸付に支障を来すことのない」範囲内で、本提案を認めていただきたい。	C	－	貴県がご提案されている、本基金を「誘致企業に対する補助金」に活用することについては、基金造成時の本来の目的である「企業への機動的な貸付」に支障を来たすことなり、収益に認められるべきものではないと考える。他方、社会経済情勢の変化等を鑑み、取得財産を有効活用する観点から、補助事業により取得した財産等については、補助金適正化法第２２条の規定に基づく承認等、同法の定める手続きによることとしており、本件についても同条の財産処分の手続き等により行うものに該当するのであれば、個別に判断してまいりたい。	1075010	補助金を財源に造成した基金の使途を拡大した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１７条（決定の取消）に該当し交付金返還の事態も想定されるが、本規定を適用しない特例を設ける。	新潟県では、電力移出県等交付金（経済産業省）を財源として企業立地資金貸付事業を行うための基金を造成（５５７～Ｈ４．３３．５億円）した。その後の経済環境の変化により貸付事業は低迷している状態であり、基金が有効に活用されているとは言い難い。そこで本基金の財源である電力移出県等交付金の趣旨も考慮の上、誘致企業に対する支援強化を図る観点から本基金の使途に「誘致企業に対する補助金」を追加し、補助金の財源とするため一般会計に貸し付ける。なお、貸付額は年次計画で一般会計から基金に全額返済する。	新潟県	財務省 経済産業省